

下仁田町求職者等に対するセクシャルハラスメント防止に関する基本方針

1 基本的な考え方

下仁田町は、採用活動、インターンシップ、(以下「採用活動等」という)において、求職者、インターンシップ参加者、採用応募者等(以下「求職者等」という)に対するハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つけ、就職の機会を奪う許されない行為であると認識しています。

令和8年10月1日の法令施行を踏まえ、求職者等が安心して採用活動等に参加できるよう、セクシュアルハラスメントをはじめとする一切のハラスメントを防止し、公正で安全な環境を保持するため、本基本方針を定めます。

2 対象とする行為および範囲

対象者

下仁田町の採用活動等に関与するすべての役職員、臨時職員、委託関係者等、および下仁田町の選考・インターンシップ等に参加するすべての求職者等を対象とします。

対象となる場所・場面

採用面接会場、説明会会場、インターンシップ実施場所、採用活動に伴う連絡・面談(オンライン面接や電話、メール等のデジタル空間を含む)、およびその他採用活動に付随するすべての場면을対象とします。

対象となるハラスメント

求職者等に対する性的な言動による不利益(採用可否の不当な操作、不適切な質問、性的冗談、身体的接触など)や、就業環境を害するすべてのセクシュアルハラスメント、その他関連するハラスメントを禁止します。

3 方針の明確化と周知・啓発

・下仁田町は、求職者等に対するハラスメントを絶対に許さないという組織の姿勢を明確にするため、以下の措置を講じます。

・本基本方針をホームページや募集要項等に明示し、求職者等に対して広く周知します。

・採用に関わるすべての役職員に対し、求職者等の立場に配慮した公正かつ適切な採用活動の徹底を図ります。

4 相談・苦情処理体制の整備

相談窓口の設置

求職者等からのハラスメントに関する相談や苦情に対応するため、専用の相談窓口を設置します。

相談窓口 総務課 行政係 0274-82-2111

相談への対応

相談窓口の担当者は、相談者(求職者等)のプライバシーを厳守し、相談したこと

や事実確認に協力したことを理由として、採用選考において不利益な取扱いを行わないことを保証します。

5 事実確認と迅速な対応

- ・相談窓口等を通じてハラスメントの事実が確認された場合、組織は速やかに事実関係を確認します。

- ・事実確認の結果、ハラスメント行為が認められた場合は、行為者に対して就業規則等に基づく厳正な処分（懲戒処分等）を行います。

- ・問題の発生原因を分析し、必要に応じて採用プロセスの見直し等、再発防止に向けた必要な措置を講じます。

令和8年10月